

| 新   | 旧   | 備考   | 差分  |  |   |     |         |    |  |    |                         |  |  |
|---|---|--|---|--|---|-----|---------|----|--|----|-------------------------|--|--|
| <p>第1条 (目的)<br/> 本規程は、株式会社 NexTone イーライセンス事業本部(以下「<b>イーライセンス</b>」<br/> という)が、著作権等管理事業法(平成12年法律第131号)第11条第1項<br/> 第5号に規定する事項として、著作権法(以下「<b>法</b>」という)第30条第2項に<br/> 定める私的録音録画補償金のうち私的録音に係る補償金(以下「<b>補償金</b>」<br/> という)に関して、<b>一般</b>社団法人私的録音補償金管理協会(以下「<b>SARAH</b>」<br/> という)の分配規程に基づき、<b>SARAH</b> から<b>一般</b>社団法人日本音楽著作権協会(以下<br/> 「<b>JASRAC</b>」<br/> という)を通じて受領する補償金の分配について、法第21条に定<br/> める権利を有する<b>イーライセンス</b>の委託者(以下「<b>委託者</b>」<br/> という)に対する分配方法を定めることを目的とする。</p> | <p>(目的)<br/> 第1条<br/> この規程は、株式会社イーライセンス(以下「<b>甲</b>」<br/> という)が、著作権等管理事業法(平成12年法律第131号)第11条第1項第5号に規定する事項として、<br/> 著作権法(以下「<b>法</b>」<br/> という)第30条第2項に定める私的録音録画補償金のうち私的録音に係る補償金(以下「<b>補償金</b>」<br/> という)に関して、社団法人私的録音補償金管理協会(以下「<b>SARAH</b>」<br/> という。)の分配規程に基づき、<b>SARAH</b> から<br/> 社団法人日本音楽著作権協会(以下「<b>JASRAC</b>」<br/> という)を通じて受領する補償金の分配について、法第21条に定める権利を有する<b>甲</b>の委託者(以下「<b>委託者</b>」<br/> という)に対する分配方法を定めることを目的とする。</p> | <p>甲表記からイー<br/> ライセンスへ変<br/> 更 以下同様</p>  | <p>追加<br/> 修正<br/> 追加<br/> 追加<br/> 修正</p> |  |   |     |         |    |  |    |                         |  |  |
| <p>第2条 (分配対象著作物)<br/> 分配対象著作物は、<b>イーライセンス</b>との管理委託契約に基づき、著作権者より、<br/> 補償金の計算対象期間内の<b>オーディオ</b>に関する利用許諾</p> <p>についての管理を委託されている著作物であって、かつ、当該補償金の計算対象<br/> 期間内に行われたレコードに関する利用許諾に基づいて<b>イーライセンス</b>が使用料<br/> を徴収した著作物(以下「分配対象著作物」という)とする。</p>  | <p>(分配対象著作物)<br/> 第2条<br/> 分配対象著作物は、<b>甲</b>との管理委託契約に基づき、著作権者より、補償金の計算<br/> 対象期間内の<b>レコード</b>に関する利用許諾</p> <p>(管理委託契約約款第2条1項の定めるところによる。以下同じ)についての管<br/> 理を委託されている著作物であって、かつ、当該補償金の計算対象期間内に行<br/> われたレコードに関する利用許諾に基づいて<b>甲</b>が使用料を徴収した著作物(以<br/> 下「分配対象著作物」という)とする。</p>  | <p>管理委託契約約<br/> 款における文言<br/> 変更により修正<br/> 第15条に定義<br/> の記載があり重<br/> 複する為削除</p> | <p>修正<br/> 修正<br/> 削除<br/> 修正</p>         |  |   |     |         |    |  |    |                         |  |  |
| <p>第3条 (分配対象著作権者)<br/> 分配対象となる関係権利者(著作物使用料分配規程第2条第1号に定めるところ<br/> による。以下同じ)は、分配対象著作物の著作権者として、管理委託契約約款第<br/> 2条第1号にかかる私的録音に関する補償金の受領について、<b>イーライセンス</b>と<br/> 管理委託契約を締結している著作権者とする。</p>   | <p>(分配対象著作権者)<br/> 第3条<br/> 分配対象となる関係権利者(管理委託契約約款第11条に定めるところによる。<br/> 以下同じ)は、分配対象著作物の著作権者として、管理委託契約約款第3条(8)<br/> にかかる私的録音に関する補償金の受領について、<b>甲</b>と管理委託契約を締結して<br/> いる著作権者とする。</p>  | <p>委託契約約款か<br/> ら著作物使用料<br/> 分配規程を分離<br/> した為、変更</p>                           | <p>修正<br/> 修正<br/> 修正<br/> 修正</p>         |  |   |     |         |    |  |    |                         |  |  |
| <p>第4条 (分配期および分配対象補償金)<br/> 1. 補償金の分配期および分配対象補償金は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="147 1114 927 1289"> <thead> <tr> <th>分配期</th> <th>分配対象補償金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9月</td> <td>前年度上半期分(4月1日～9月末日)として、<br/>6月にJASRACから受領した補償金</td> </tr> </tbody> </table>   | 分配期   | 分配対象補償金  | 9月  | 前年度上半期分(4月1日～9月末日)として、<br>6月にJASRACから受領した補償金 | <p>(分配期および分配対象補償金)<br/> 第4条<br/> 補償金の分配期および分配対象補償金は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1016 1114 1881 1340"> <thead> <tr> <th>分配期</th> <th>分配対象補償金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9月</td> <td>前年度上半期分(4月1日～9月末日)として、<br/>6月にJASRACから受領した補償金</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>前年度下半期分(10月1日～3月末日)として、</td> </tr> </tbody> </table> | 分配期 | 分配対象補償金 | 9月 | 前年度上半期分(4月1日～9月末日)として、<br>6月にJASRACから受領した補償金 | 3月 | 前年度下半期分(10月1日～3月末日)として、 |  |  |
| 分配期   | 分配対象補償金   |  |   |  |   |     |         |    |  |    |                         |  |  |
| 9月  | 前年度上半期分(4月1日～9月末日)として、<br>6月にJASRACから受領した補償金  |  |   |  |   |     |         |    |  |    |                         |  |  |
| 分配期   | 分配対象補償金   |  |   |  |   |     |         |    |  |    |                         |  |  |
| 9月  | 前年度上半期分(4月1日～9月末日)として、<br>6月にJASRACから受領した補償金  |  |   |  |   |     |         |    |  |    |                         |  |  |
| 3月  | 前年度下半期分(10月1日～3月末日)として、   |  |   |  |   |     |         |    |  |    |                         |  |  |

| 新   |  | 旧   |   | 備考   | 差分    |    |       |  |     |             |    |       |    |       |  |  |  |
|-----|--|---|---|------|-------|----|-------|--|-----|-------------|----|-------|----|-------|--|--|--|
| 3月  | 前年度下半期分（10月1日～3月末日）として、<br>12月にJASRACから受領した補償金   | 12月にJASRACから受領した補償金   | 2 前項の規定にかかわらず、各分配期における補償金の分配額が、3,000円に満たない場合は、甲は、次期以降の補償金と合算して乙へ分配することができる。 |      | 修正    |    |       |  |     |             |    |       |    |       |  |  |  |
| 2.  | 前項の規定にかかわらず、各分配期における補償金の分配額が、3,000円に満たない場合は、イーライセンスは、次期以降の補償金と合算して委託者へ分配することができる。  |   |   |      |       |    |       |  |     |             |    |       |    |       |  |  |  |
| 第5条 | （分配手数料の控除）<br>イーライセンスは、JASRACより受領した補償金の10%以内でイーライセンスが定める料率を分配手数料として控除する。   | （分配手数料の控除）<br>第5条<br>甲は、JASRACより受領した補償金の10パーセント以内で甲が定める料率を分配手数料として控除する。   |   |      | 修正    |    |       |  |     |             |    |       |    |       |  |  |  |
| 第6条 | （著作権者分配金）<br>JASRACより受領した補償金から、第5条に定める分配手数料を控除した額を著作権者分配金とする。  | （著作権者分配金）<br>第6条<br>JASRACより受領した補償金より第5条に定める分配手数料を控除した額を著作権者分配金とする。   |   |      |       |    |       |  |     |             |    |       |    |       |  |  |  |
| 第7条 | （関係権利者の確定）<br>1. 分配対象著作物の関係権利者は、下表の関係権利者の確定基準日における権利関係に基づき確定する。  | （関係権利者の確定）<br>第7条<br>分配対象著作物の関係権利者は、下表の関係権利者の確定基準日における権利関係に基づき確定する。   |   |      |       |    |       |  |     |             |    |       |    |       |  |  |  |
|     | <table border="1"> <thead> <tr> <th>分配期</th> <th>関係権利者の確定基準日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9月</td> <td>3月31日</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>9月30日</td> </tr> </tbody> </table> | 分配期   | 関係権利者の確定基準日   | 9月   | 3月31日 | 3月 | 9月30日 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>分配期</th> <th>関係権利者の確定基準日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9月</td> <td>3月31日</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>9月30日</td> </tr> </tbody> </table> | 分配期 | 関係権利者の確定基準日 | 9月 | 3月31日 | 3月 | 9月30日 |  |  |  |
| 分配期 | 関係権利者の確定基準日  |   |   |      |       |    |       |  |     |             |    |       |    |       |  |  |  |
| 9月  | 3月31日  |   |   |      |       |    |       |  |     |             |    |       |    |       |  |  |  |
| 3月  | 9月30日  |   |   |      |       |    |       |  |     |             |    |       |    |       |  |  |  |
| 分配期 | 関係権利者の確定基準日  |   |   |      |       |    |       |  |     |             |    |       |    |       |  |  |  |
| 9月  | 3月31日  |   |   |      |       |    |       |  |     |             |    |       |    |       |  |  |  |
| 3月  | 9月30日  |   |   |      |       |    |       |  |     |             |    |       |    |       |  |  |  |
| 2.  | 前項の確定は、関係権利者の確定基準日の10日前までに提出された著作権資料（著作物使用料分配規程第2条第2号に定めるところによる。以下同じ）によるものとする。   | 2 前項の確定は、関係権利者の確定基準日の10日前までに提出された著作物資料によるものとする。   |   | 文言修正 | 修正    |    |       |  |     |             |    |       |    |       |  |  |  |
| 3.  | 著作権資料がないなどの理由により、イーライセンスが第1項に定める確定基準日までに関係権利者を確定することができないときは、補償金の分配を保留する。  | 3 著作物資料がないなどの理由により、本会が第1項に定める確定基準日までに関係権利者を確定することができないときは、補償金の分配を保留する。  |   | 明文化  | 修正    |    |       |  |     |             |    |       |    |       |  |  |  |
| 3.  | 著作権資料がないなどの理由により、イーライセンスが第1項に定める確定基準日までに関係権利者を確定することができないときは、補償金の分配を保留する。  |   |   | 文言修正 | 修正    |    |       |  |     |             |    |       |    |       |  |  |  |
| 第8条 | （分配率）<br>分配対象著作物の関係権利者に対する分配は、作品届提出時に委託者が届け出た分配率に従うものとする。  | （分配率）<br>第8条<br>分配対象著作物の関係権利者に対する分配は、作品届提出時に、委託者が届出した分配率に従うものとする。   |   |      |       |    |       |  |     |             |    |       |    |       |  |  |  |
| 第9条 | （分配点数）<br>分配対象となる各著作物について、次の各号に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積をその著作物の分配点数とする。<br>(1) 基礎点数<br>分配対象者の取分の和 / 全関係権利者の取分の和   | （分配点数）<br>第9条<br>分配対象となる各著作物について、次の各号に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積をその著作物の分配点数とする。<br>(1) 基礎点数<br>分配対象者の取分の和 / 全関係権利者の取分の和 |   |      |       |    |       |  |     |             |    |       |    |       |  |  |  |

| 新  | 旧  | 備考               | 差分       |
|--|--|------------------|----------|
| (2) 出庫数<br>録音の分配資料における「出庫数」または「製造数」  | (2) 出庫数<br>録音の分配資料における「出庫数」又は「製造数」   |                  |          |
| 第10条（分配計算）<br>各著作物に対する分配額は、次に掲げる算式により算出する。<br><br>$\frac{\text{著作権者分配金の額}}{\text{分配対象となるすべての著作物の分配点数の和}} \times \text{各著作物の分配点数}$<br>2 関係権利者に対する分配額の算出は、前項により算出した結果について、各著作物単位の分配額を集計した後、第8条に定める分配率に基づき行う。 | (分配計算)<br>第10条<br>各著作物に対する分配額は、次に掲げる算式により算出する。<br><br>各著作物に対する分配額＝<br>$\left( \frac{\text{著作権者分配金の額}}{\text{分配対象となるすべての著作物の分配点数の和}} \right) \times \text{各著作物の分配点数}$<br>2 関係権利者に対する分配額の算出は、前項により算出した結果について、各著作物単位の分配額を集計した後、第8条に基づき行う。 | 表記方法の変更          | 修正       |
| 第11条（分配資料）<br>分配対象著作物及び第9条の分配点数は、 <b>イーライセンス</b> が著作物使用料の管理を行った結果として保持する機械的処理記録に基づいて確定し、補償金の分配に用いる資料とする。   | (分配資料)<br>第11条<br>第2条の分配対象著作物及び第9条の分配点数は、 <b>甲</b> が著作物使用料の管理を行った結果として保持する機械的処理記録に基づいて確定し、補償金の分配に用いる資料とする。   |                  | 修正       |
| 第12条（次期分配資金への繰入れ）<br>第10条の分配計算に際して生ずる1円未満の計算端数金は、次の分配期において、著作権者分配金に繰入れるものとする。  | (次期分配資金への繰入れ)<br>第12条<br>第10条の分配計算に際して生ずる1円未満の計算端数金は、次の分配期において、著作権者分配金に繰入れるものとする。  |                  |          |
| 第13条（支払計算書等の交付及び送金）<br>補償金の分配に係る支払計算書等の交付及び送金は、毎年9月及び3月に行う著作物使用料の分配に併せて行うものとする。  | (支払計算書等の交付及び送金)<br>第13条<br>補償金の分配に係る支払計算書等の交付及び送金は、毎年9月及び3月に行う著作物使用料の分配に併せて行うものとする。  |                  |          |
| 第14条（分配結果の報告）<br><b>イーライセンス</b> は、補償金の分配を行った結果について、毎事業年度の終了後45日以内に、JASRACに報告書を提出するものとする。   | (分配結果の報告)<br>第14条<br><b>甲</b> は、補償金の分配を行った結果について、毎事業年度の終了後45日以内に、JASRACに報告書を提出するものとする。   |                  | 修正       |
| 第15条（規程の変更）<br>本規程の変更手続については、 <b>イーライセンス</b> の管理委託契約約款第13条に定める管理委託契約約款の変更手続の規定を準用する。当該手続に基づき本規程を変更した場合は、 <b>イーライセンス</b> はJASRACに届け出なければならない。   | (規程の変更)<br>第15条<br>この規程の変更手続については、 <b>甲</b> の管理委託契約約款第16条に定める管理委託契約約款の変更手続の規定を準用する。当該手続に基づき <b>この</b> 規程を変更した場合は、 <b>甲</b> はJASRACに届け出なければならない。  | 管理委託契約約款の変更に伴い修正 | 修正<br>修正 |
| 第16条（本規定に用いられている用語の定義）<br>本規程に用いられている用語の定義は、本規程に特に規定する場合を除くほか、 <b>イーライセンス</b> の管理委託契約約款に定めるところによる。   | (この規定に用いられている用語の定義)<br>第16条<br>この規程に用いられている用語の定義は、 <b>この</b> 規程に特に規定する場合を除くほか、 <b>甲</b> の管理委託契約約款に定めるところによる。   |                  | 修正<br>修正 |
| 附則<br>本規程は、平成28年2月29日から施行する。<br><br>以上   | 附則<br>(施行期日)<br>この規程は、平成18年10月1日から施行し、平成18年1月1日から適用す   |                  | 削除       |

| 新 | 旧                                  | 備考 | 差分 |
|---|------------------------------------|----|----|
|   | る。<br>この規程は、平成19年4月1日から施行する。<br>以上 |    | 修正 |